

平成 18 年 №11

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を
改正する規程

改正理由

講座主任，分野主任，課程代表，教室主任及び専攻代表等の役割等を規程に位置付けること，及び日本語教育教室の教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 18 年 3 月 8 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部
を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 3 月 9 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第10号

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学大学院教育学研究科規程の
一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成 12 年規程第 17 号）及び東京学芸大学大学
院研究科規程（平成 8 年規程第 13 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，
左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：講座主任，分野主任，課程代表及び教室主任の役割等を規程に位置付けること，及び
日本語教育教室の教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （学系長） 第4条 学系長は，学系を<u>統括</u>し，これを代表する。 2 各学系長は，次のとおり群を所管し，群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を<u>統括</u>する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は，特殊教育特別専攻科知的障害教育専攻を所管し，専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を<u>統括</u>する。 4 各学系長は，次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては，コース又はサブコース。この項において「専攻等」という。）を所管し，専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を<u>統括</u>する。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 （研究組織） 第6条 研究組織は，講座に所属する教員により構成する。 2 講座・分野に主任を置く。<u>講座・分野主任は，当該講座・分野の運営に当たる。</u> 〔省略〕 （課程代表等） 第8条 学則第22条に規定する課程（次項において「課程」という。）に，課程代表を置くことができる。<u>課程代表は，当該課程の運営に当たる。</u>	〔省略〕 （学系長） 第4条 学系長は，学系を<u>総括</u>し，これを代表する。 2 各学系長は，次のとおり群を所管し，群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を<u>総括</u>する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は，特殊教育特別専攻科知的障害教育専攻を所管し，専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を<u>総括</u>する。 4 各学系長は，次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては，コース又はサブコース。この項において「専攻等」という。）を所管し，専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を<u>総括</u>する。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 （研究組織） 第6条 研究組織は，講座に所属する教員により構成する。 2 講座・分野に主任を置く。 〔省略〕 （課程代表等） 第8条 学則第22条に規定する課程（次項において「課程」という。）に，課程代表を置くことができる。

- 2 課程に課程会議を置くことができる。
3 課程会議は，課程代表が招集し，議長となる。
(教育組織)

第9条 教育組織は教室を基本単位とする。

- 2 教室に教室主任を置く。教室主任は，当該教室の運営に当たる。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教養系

教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	
〔省略〕			
日本語教育	<u>6</u>	日本語・日本文学	2
		日本語教育学	2
		英語学・英米文学・文化研究	1
		留学生センター	<u>1</u>
〔省略〕			
合 計	<u>1 4 3</u>		

〔省略〕

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

- 2 課程に課程会議を置くことができる。
3 課程会議は，課程代表が招集し，議長となる。
(教育組織)

第9条 教育組織は教室を基本単位とする。

- 2 教室に教室主任を置く。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教養系

教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	
〔省略〕			
日本語教育	<u>8</u>	日本語・日本文学	2
		日本語教育学	2
		英語学・英米文学・文化研究	1
		留学生センター	<u>3</u>
〔省略〕			
合 計	<u>145</u>		

〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由:専攻代表等の役割を規程に位置付けるため,所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (専攻代表等) 第5条 専攻,コース及びサブコース(この条において「専攻等」という。)にそれぞれ代表を置き,当該専攻等の構成員である教授(講座に所属する者に限る。)をもって充てる。 2 前項の規定にかかわらず,当該専攻等に教授を欠く場合は,当該専攻等の構成員である助教授(講座に所属する者に限る。)をもって充てることができる。 <u>3 専攻等の代表は,当該専攻等の運営に当たる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は,平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (専攻代表等) 第5条 専攻,コース及びサブコース(この条において「専攻等」という。)にそれぞれ代表を置き,当該専攻等の構成員である教授(講座に所属する者に限る。)をもって充てる。 2 前項の規定にかかわらず,当該専攻等に教授を欠く場合は,当該専攻等の構成員である助教授(講座に所属する者に限る。)をもって充てることができる。 〔省略〕